

新居浜市特定教育・保育施設（新居浜市立幼稚園）の保育料等の概要

【条例改正理由】

- 平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設（新居浜市立幼稚園）の保育料の額については、市町村が定める必要がある。（子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等）

※保育料の額については、条例において上限額を定めただうえで、具体的な額については規則で定めるものとする。

- 公立幼稚園の保育料等については、設置者の市が現行の保育料の水準を踏まえつつ、公立施設の役割、意義、公私間のバランス等を考慮して設定するものとなる。

《主な内容》

◎現行制度との主な変更点

変更点	現行	新制度
1. 保育料の算定基準	定額（月額4,000円）	住民税額 世帯の所得に応じた階層別の保育料を設定
2. 保育料の決定時期	4月（年1回）	4月及び9月（年2回）
3. 多子軽減	規定なし	同一世帯に、年中（4歳児）から小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合には、年齢が高い順から第2子目の保育料を半額、第3子目以降の保育料を無料
4. 保育料の減免 （就園奨励費補助）	生活保護世帯、市民税非課税世帯については、年額2万円を限度として保育料を減免	所得に応じた階層別保育料を導入することにより、国の就園奨励補助制度（公立分）は廃止

※新制度に移行しない私立幼稚園の国の就園奨励補助制度は継続の予定。

1. 保育料の算定基準について

これまで保育料については、世帯の所得に関わりなく、「定額」（月額4,000円）でしたが、新制度では世帯の「住民税額」を基準として計算されます。

2. 保育料の決定時期について

これまで保育料の決定は4月の年1回でしたが、新制度においては4月に前年度の市民税額により決定し、9月に当該年度の市民税額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世帯の前年度の市民税所得割の合計額によって保育料を決定する。					世帯の当該年度の市民税所得割の合計額によって保育料を決定する。						

3. 保育料の設定について

◎設定にあたっての考え方

- 公立幼稚園は、施設型給付の財源のすべてが市の公費負担となることから、国が利用者負担額の基準を定めるものではなく、市が現状の保育料や公立施設としての役割、他の子育て施設とのバランス等を考慮して決定するようになります。
- 現行の保育料（入園料2,000円、保育料月額4,000円）を基に、所得の階層に応じた保育料を設定します。
- 保護者負担に配慮し、新制度への移行を図ります。
- 多子世帯に対する支援策を検討する。

●入園料の取扱い

国の見解では、入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する保育料の中で徴収します。

<現行>	入園料 2,000円 + 月額保育料 4,000円 × 12月 = 50,000円 (年額保育料)
<改正後>	50,000円 ÷ 12月 ÷ 4,200円 (月額保育料 → 第3階層)

●経過措置

新制度による保育料は、平成27年4月以降に入園する者に適用し、平成26年度以前に入園した者は、従前の例によるものとします。

4. 多子世帯への支援策について（多子軽減）

これまで、公立幼稚園では多子世帯に対する保育料の軽減措置はありませんでしたが、保育園、認定子ども園等と同様に、同一世帯に「年中（4歳児）から小学校3年生以下」の子どもが2人以上いる場合は、小学校3年生以下の子どもの中で年齢が高い順から第2子目の保育料を半額、第3子目以降の保育料を無料とすることとします。

例1) A（小学校3年生）、B（4歳：幼稚園）、C（2歳：未就園）の子どもがいる世帯

	A	B	C
現行		全額	—
改正案		半額	—

Bが小学校3年生以下の子どもの中で、第2子目となるので半額となる。

例2) D（小学校3年生）、E（5歳：幼稚園（年長））、F（4歳：幼稚園（年中））、G（2歳：未就園）の子どもがいる世帯

	D	E	F	G
現行		全額	全額	—
改正案		半額	無料	—

Eが小学校3年生以下の子どもの中で、第2子目となるので半額、Fが小学校3年生以下の子どもの中で、第3子目となるので無料となる。

5. その他

公立幼稚園の運営については従来と同様で、平成27年4月以降も、2年保育（4歳児及び5歳児）を行い、延長保育及び一時預かり事業は実施しないこととします。

新居浜市立幼稚園保育料額

26年度	27年度		
保育料月額	階層区分	世帯の階層区分	保育料月額
4,000円 (入園料2,000円)	第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円
	第2階層	第1階層を除き、市民税所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	2,500円
	第3階層	第1階層を除き、市民税所得割課税額が、 77,100円以下の世帯	4,200円
	第4階層	第1階層を除き、市民税所得割課税額が77,101円以上 211,200円以下の世帯	5,300円
	第5階層	第1階層を除き、市民税所得割課税額が 211,201円以上の世帯	6,600円